

<input checked="" type="radio"/> 継続	・ 新規	番号	
-------------------------------------	------	----	--

以下、保護者記入欄

施設名	児童氏名	(平・令 年 月 日)
	申立者の児童との関係	父・ <input checked="" type="radio"/> 母・祖父・祖母・その他()

※申込中の場合は第1希望の施設名をご記入ください。

※児童が2人以上いる場合は、人数分ご用意ください。(コピー可)

出産(産前・産後)の認定にかかる申立書

令和 年 月 日

住所

氏名

令和 年 月 日に出産(予定)のため、保育を必要とする事由を「出産」に変更します。
この申請にあたり、認定期間が出産(予定)日の2カ月後の月末までに変更となることについて、異議はありません。

なお、出産での認定期間終了後の予定としては、次のとおりです。

出産での認定期間終了後も、引き続き保育所等の利用を希望する予定である場合
(次の1～3のうち該当するものに○を付けてください。)

1 育児休業を取得するため、保育所等の継続利用を希望しています。

→ 保護者の方が次の要件を満たしているかどうか確認してください。(満たしていない場合は、育児休業による継続利用はできません。また、育児休業取得中は、保育時間が短時間となりますので、予めご了承ください。)

【要件】

現に保育所等を利用中の児童がおり、次のいずれかの要件を満たしていること(該当する場合は、出産の認定終了月の15日までに、子ども保育課で認定の変更申請をしてください。)

- 児童の発達上、環境の変化が好ましくないと考えられる場合(=育児休業期間が、生まれた子の1歳の誕生日の前日までであり、かつ、出産月の3ヶ月以上前から現施設を継続して利用している場合)
- 次年度に小学校入学を控えるなど、児童の発達上環境の変化に留意する必要がある場合(=認定要件の変更(妊娠・出産の認定終了月)時点で、利用児童が5歳児クラスに在籍する場合 ※この場合は、育児休業期間が生まれた子の1歳の誕生日を超えても、要件を満たします。)

2 就労または就学するため、保育所等の利用を希望しています。

→ 出産の認定終了月の15日までに、子ども保育課で認定の変更申請をしてください。(出産月の3カ月以上前から現在の施設を利用している場合)

※ 出産(予定)月の前後2カ月のうちに入所した場合(=妊娠・出産の要件で利用開始した場合は、認定期間の終了により利用施設は退所となります)ので、利用希望月の前月15日(出産の認定終了月の15日)までに、子ども保育課で利用申込をしてください。

3 求職活動を行うため、保育所等の利用を希望しています。

→ 利用希望月の前月15日(出産の認定終了月の15日)までに、子ども保育課で利用申込をしてください。

【ご注意ください】

上記2の※部分と、3の利用申込については、新規申込として改めて利用調整(入所選考)を行うため、必ずしも引き続き入所できる訳ではありません。

【2または3を選択した方へ】

「出産した子」の保育の予定について、次から該当する項目にチェックしてください。

- 保育所等の利用申込予定 祖父母が保育する 母が保育しながら就労等が可能
- 勤務先の託児所を利用 その他(※具体的に記入)

出産での認定期間終了後は、保育所等の利用を希望しない予定である場合
(次の4に○を付けてください。)

4 保育所を退所し、家庭で保育します。

→ 利用終了月の15日までに、利用中の保育所等へ退所届を提出してください。